

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第3回和泉市人権擁護審議会
開催日時	平成29年3月22日(水) 14:00 ~ 15:00
開催場所	市役所2号館3階会議室
出席者	8名出席、8名欠席 佐藤会長、野田委員、権田委員、一井委員、 藤野委員、駒澤委員、寺西委員、中島委員 事務局 人権・男女参画室長兼人権国際担当課長 山野 人権・男女参画室総括主幹 奥野 人権・男女参画室主任 久保 榎名豊 糸魚川
会議の議題	「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定の方向性について
会議の要旨	(会議次第) 1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件 (1) 「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定の方向性について (2) その他 4. 閉会
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項	・会議の形式：公開 ・傍聴人：0人 ・議事録の公開：有り

	審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)
事務局	<p>ただいまから平成29年度第3回和泉市人権擁護審議会を開催いたします。本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の司会を務める人権国際担当の久保と申します。</p> <p>本日の審議会和泉市審議会等の設置および運営に関する規則に基づき、会議の透明性を確保するため、原則公開で開催させていただきますが、個人情報保護が必要な場合、および公開することにより公正かつ円滑な審議に支障が生じると認められた場合、会議を非公開にすることができます。後ほど会長のご指示をいただき、傍聴者を許可したいと考えています。</p> <p>本会議は議事録作成のため、録音をさせていただきます、議事録の要点については公開とさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p><資料確認></p> <p>資料確認をします。事前にお送りさせていただいたものと本日は1点、お渡ししたものとあります。事前に郵便で送らせていただいたものについてはA4の1面の次第と「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定にあたっての方向性というホッチキスで閉じてあるもの、計画の策定スケジュールの1枚です。和泉市人権問題に関するアンケート調査結果から見られる現状と課題ということでA3のものがあります。続いて、本日配布している資料はアンケート調査の結果報告書とその概要版です。お持ちでない方はいらっしゃいますか。</p> <p>それでは審議会の会長からごあいさつとなります。お願いいたします。</p>
会長	<p><あいさつ></p> <p>みなさん、こんにちは。町会連合会の佐藤です。本日はお忙しい中、人権擁護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は第3回目ということで、今年度最後の審議会となります。来年度の計画策定に向けて、みなさまと意見を出し合いたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今後は佐藤会長に議長を務めていただき、進行をお願いいたします。会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p><議事></p> <p>ただいまより平成28年度第3回和泉市人権擁護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は和泉市審議会等の設置および運営に関する規則第13条の規定に基づき、傍聴者の入室を認めています。傍聴者がいれば、入場の誘導をお願いいたします。</p>
事務局	<p>傍聴者はいませんでした。</p>
会長	<p>では、次第に沿ってはじめます。</p> <p>案件(1)「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定の方向性について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の人権国際担当の奥野が説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料、「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定の方向性についてのレジュメをご覧ください。</p> <p>【1】計画の趣旨です。平成19年に策定した「和泉市人権教育新計画」の目標年次が平成28年度に終了することから、和泉市の今後の計画的・発展的な人権教育・啓発の推進に関する指針として、来年度、策定するものです。</p> <p>【2】計画期間について、平成29年度から10年間で5年後に社会情勢や人権問題の動向を見て、中間点検を予定しています。</p> <p>【3】計画策定の背景・経緯について、国際的な動きとして、平成6年12月の国連総会で「人</p>

権教育のための国連10年」が決議されたことを皮切りに世界的に人権教育への施策が進められてきました。

日本国内においても平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体の責務」として「人権教育及び人権啓発の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められました。

大阪府においては平成17年に「大阪府人権教育推進計画」を策定し、平成27年度には新たに策定し直しています。

和泉市においては国際的な流れやこのような国の動きに併せて、平成11年に「人権教育のための国連和泉市行動計画」を策定し、平成19年に「和泉市人権教育のための新計画」を策定し、さまざまな人権課題の解消に向けて、取り組んできました。

【4】体系的な位置づけ、①人権教育・啓発の定義についてです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の中で人権教育については「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と人権啓発については「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されています。

②市の責務について、先に説明した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として、定められていること、また、和泉市においては「和泉市人権擁護に関する条例」においても市の責務として、必要な施策を積極的に推進するとともに市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとして定められています。

③第5次和泉市総合計画の中では重点施策33「多様性を認め合う人権尊重のまちづくり」にあたり、これらを実現させるための計画になります。

④この計画の位置づけとしては「和泉市人権行政基本方針」の基本方向のひとつである「人権意識の高揚を図るための施策」の啓発・教育分野における方向性を示すものと位置づけられます。

【5】現状と課題・取組みの方向性について、お手元の資料では4ページになります。今年実施した市民意識調査の結果について、前回の審議会でご報告させていただきました。この報告書と概要版について、冊子にしたものを本日、お配りしています。これらから分かる現状と課題について、株式会社名豊の糸魚川よりご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

コンサル
タント

株式会社名豊の糸魚川です。よろしくお願いたします。

今、事務局より説明がありました4、5ページ目に現状と課題・取組みの方向性ということでタイトルが書かれています。こちらは市民意識調査結果をふまえ、方向性を分野ごとに出しているようなかたちになります。方向性にあたっては現状と課題をしっかりと整理しながら、分野ごとに方向性を打ち出していく必要があります。平成28年度に実施しているアンケート調査の概要版の更に概要版のようなかたちで本日、A3の資料があると思います。こちらで整理をさせていただいています。前回の会議でも報告をさせていただいていますが、若干、時間も空いています。こちらのA3版の資料に基づき、再度、アンケートから見られる現状と課題について、確認をしていきたいと思っています。資料はそれぞれのボックスに1から8で番号が振られています。左側、1から4については現状の人権問題を進めていくにあたり、市民のそれぞれの根底となる意識や考え方、そして、現状をデータとして、整理しました。右側の5から8については計画の各分野を整理しました。まずは左から説明をさせていただきます。1回答者の属性については説明を省かせていただきます。

2差別や人権問題に対する考え方について、根底となる市民の現状の認識をこちらで整理しています。2つ目の丸チョボで関心がある人権問題について、今回のアンケート結果では高齢者に関する問題が最も高く、次いで子どもに関する問題、そして働く人の権利に関する問題が関心のある項目としては上位を占めていました。

関心があるがその内容については知らないと言われる人権問題としては東日本大震災に伴う人権問題、そして犯罪被害者に関する問題というところがその内容として該当していました。このようなどころからも各分野別に正しく人権問題に対して周知をしていかなければいけないところが見えてくるのではないかと思います。

更に下から2つ目、人権問題についての情報や知識は新聞・TV・ラジオの割合が6割を超えているようなかたちになります。次いで学校教育の割合が46.6%になります。やはり周知方法としては新聞等のメディア等も使いながら、更には学校教育ということで子どもから正しく周知をしていくところがこのアンケート結果からも見られるのではないかと思います。

あなた自身やあなたの家族が人権を侵害されるようなことがあったとき、誰に相談しますかというところでは身近な人が57%と最も高いかたちになっています。前回も10年前に調査を実施しています。そちらと比較した場合、市役所へ相談するというところも高くなっています。このような人権問題に対する窓口として、しっかりと市役所が対応できているというところもこの結果から見られるのではないかと思います。

3についてはライフステージ、いわゆる一生涯のライフスタイルを決めていくことで非常にターニングポイントになる住まい、就職、結婚それぞれのステージでどのような意識があるのかについて、アンケートで聞いています。家や住まいの購入、そして結婚について、割合は低い状態ですが、人権問題は若干残っているところが今回のアンケートから見られました。

一方、2つ目の丸チョコボですが、就職、いわゆる採用面接において、人権上の問題があると思うことは家族の状況が最も高く59.2%ではありましたが、次いで宗教、こちらが52.9%と出ています。就職面においては家族の状況や就職についても問題視しているところもこの結果から見られると思います。

4身の周りの人権侵害について、最近5年間に人権上の問題と思われる言動を身近で見聞きしたことがあるかについて、あると答えた割合が26.7%、3割近くの方が何らかのかたちで人権問題に遭遇しているところが見られました。内容としてはセクハラ・パワハラ、そして子ども、女性ということで女性や子供に関する人権問題が非常に大きなウェイトを占めているところが見られました。

このような現状の中で今後の来年度計画を進めていきます。

5から7についてです。5同和問題について、しっかりと取り組んでいかなければいけない、10年前から引き続きの部分です。

6新たな人権問題ということで今回のアンケート結果からも出てきています。こちらの部分については後ほど説明をさせていただきます。

7様々な人権課題について、女性、子ども、高齢者、障がい者等、これまでも各分野で取り組んできている人権問題があります。それに対して、今回、アンケート調査で市民がどのような意識でいるのか、このようなところを確認しています。この現状課題をふまえ、方向性について、先ほどの資料の4、5ページも併せて、説明をさせていただきたいと思います。

5同和問題についてです。同和問題や同和地区があることをはじめて知ったきっかけは学校授業で教わったというところが24.2%で最も高くなっています。次いで家族から聞いたところが高くなっています。学校教育の必要性はこの結果からも見られますが、特に家族から聞いたという割合が前回調査から比べると低くなってきているところがあります。更に学校教育の必要性がこの結果からも見られるのではないかと思います。このようなところで方向性として、今後も正しい知識と理解を深めるための啓発を引き続き行っていく必要があるかと思っています。

6新たな人権問題についてです。1つ目の丸チョコボ、日本に居住している外国人について、人権上問題があるのは就職・職場で不利な扱いを受けることが38.9%と非常に高い割合を示しています。このようなところから相互理解の不足からなる偏見や差別、ヘイ

トスピーチ等、外国人に対するさまざまな人権侵害が起きている現状もあります。多様性を認め合う、多文化共生社会の実現に向けて、啓発を推進していく必要があるかと思えます。

そして、2つ目、インターネット上での人権侵害と思われるような内容を見たことがある割合が21.9%ということで非常に高くなっています。冊子には年代別のクロスも入れています。10代、20代の半数近くがインターネット上で人権侵害と思われる書き込み等を見ている結果も出てきています。このようなところから被害者にも加害者にもならないために今後もあらゆる世代に向けた教育啓発を推進していく必要があるかと思えます。

3つ目の丸チョコボ、性的マイノリティと言われる人々、こちらに関する人権のことで課題だと思うことは学校や職場でいじめやいやがらせを受けることが37.6%と最も高くなっています。次いで性的少数者についての正しい知識を得る機会がないことが37.2%、本人の意思に反して、男らしく、女らしくの考えを押しつけることが35.4%となっています。非常にさまざまな内容についての課題だと感じている、いわゆるこれは意識の関心があることの裏返しにもなるのではないかと思われます。今後も1人ひとりの個性として認められるような共生社会を目指して、啓発を推進していく必要があるかと思えます。

7様々な人権問題についてです。1つ目、子どもに関する事柄で問題があると思うこととして、仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりする等、いじめを行うところが81.6%と最も高くなっています。学校や保育園、幼稚園等と連携しながら、人材育成を含めた啓発を推進していく必要があるかと思えます。

2つ目、女性の人権を守るために必要なことは、保育等の施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにすることが64.0%と最も高くなっています。このような制度や啓発が必要になってきます。更にこの後押しとして、国を挙げた法制度というところも変わってきています。このような取組み、法的なところの啓発を今後も推進していく必要があるかと思えます。

高齢者に関する事柄で問題があると思うことは詐欺や悪徳商法の対象として狙われるが51.5%となっています。高齢者に対しての人権侵害へ、生き活きと暮らせるためのエンパワーメントを推進していく必要があるかと思えます。

障がいがある人に関する事柄について、就労関係が非常に課題として57.3%と高くなっています。障がい者の方々が地域で共に暮らせるようにエンパワーメントを推進していく必要があるかと思えます。

今回5から7、それぞれ同和問題、新たな人権課題、様々な人権課題、このようなところで浮かび上がっている課題、こちらの方を来年度の計画、更にはこちらの計画にはそれぞれ、個別計画もあります。個別計画と整合、連携を取りながら、推進していく必要があるかと思えます。

最後は8人権問題に対する行政の取組みについて、さまざまな人権問題の啓発、施策等が行われています。しかし、課題としてはこのようなところで知っている施策は非常に割合が低いかたちになっていました。最も高いところは啓発ポスターの2割です。非常に課題だと思います。そして、効果がある取組みとして、講演会、映画会、このようなところが効果のある取組みとして出てきていますので引き続き、行っていくことが求められていると思えます。

最後になりますが、さまざまな行政の取組みがなかなか市民に周知ができていない部分の課題がある中で一定成果が得られている窓口関係もあります。それぞれの来年度の計画の際には個別事業についてもしっかりと洗い出しをしながら、来年の新計画を策定していく方向性になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

事務局

市としましてもこれらの結果をふまえて、人権課題別に現状と課題について、整理してまいります。また、推進に関する取組みの方向性についても社会情勢や人権課題別の法

	<p>整備が進んでいる動き等を反映して、今後10年間を見据えた内容にしてまいりたいと考えています。</p> <p>最後に【6】の推進体制について、お手元の資料の6ページになります。①行政だけではなく、保育園、幼稚園、学校等の教育機関や自治会、コープ、各種団体等、地域の団体、民間企業、あらゆる場所での人権啓発の推進をしてまいります。</p> <p>②人権啓発推進協議会や人権協会、世界人権宣言連絡会、人権擁護委員会等、関係団体らと連携して、効果的に進めてまいります。</p> <p>③庁内においては引き続き、この審議会をはじめ、推進本部、人権擁護推進本部に属する幹事会、職場推進委員等と連携を深めて、そのまま推進体制としたいと考えています。</p> <p>④啓発だけではなく、人権相談等、各種相談業務や法務局、大阪府等との連携の強化も充実させていきたいと考えています。</p> <p>最後は策定にあたってのスケジュールになります。お手元の資料、A4の1枚、スケジュールについての資料をご覧ください。計画の策定にあたっては新年度に専門的知識を持った業者をプロポーザル方式で選定し、素案づくりをしていく予定です。素案ができたなら7月ごろに推進本部を開催して、ご意見をいただき、その後、8から9月にかけて、審議会を3回程度、開催したいと考えています。審議会のみなさんの意見を取りまとめて、審議会の答申を作成し、10月ごろに市民、一般の方の意見を聞く場として、パブリックコメントを募集して、その後、原案ができれば12月ごろ、推進本部で最終的に最終案をつくりたいと考えています。印刷は年度中、来年度中に終える予定をしています。以上が計画の方向性と全体的な流れとなっています。事務局からは以上です。</p>
会長	ありがとうございます。ただいまのご説明について、何かご質問やご意見等はありませんか。
委員	基本的なことから外れているかもしれませんが、家でこの資料を読ませていただきました。最後の印刷について、原案とは行動計画のこのような冊子をつくるのでしょうか。
事務局	最後、みなさんに答申いただき、原案が市としてできた後、冊子にして印刷します。
委員	その冊子はどのように活かしていくのでしょうか。
事務局	配布先等について、関係の各団体や意識調査の報告書もそうですが、関係の各施設、市内の公共施設、図書館にも置かせていただきます。市の計画としてこれから10年間、人権の会議等の中にも随時役立てていきます。
委員	アンケート調査の結果や推進、この会議で話し合われたこと等を載せて、和泉市はこのような方向性で行動計画等を進めていくことを冊子にして、みんなに見ていただくための資料ということでしょうか。
事務局	そうです。ホームページにも載せさせていただきます。
委員	それを啓発活動等にも活かしていくということでしょうか。
事務局	そうです。
会長	他には何かご質問等はありませんか。最近、特に東日本の震災から避難された、特に福島の子もたちが学校でいじめ等、こんなことまでと思うようなことが結構、マスコミ等に取り上げられています。何か、あまりにも過敏的、敏感になりすぎているような気がします。報道を聞いていてもそのように受けたりします。言われた人の身になれば、本当に響いて、極端な話、登校拒否になる方まで至っているのかと思うと、言動として気をつけなければいけないことが非常によく分かります。

事務局	<p>会長がおっしゃる通り、言葉は受け取る側がどのような状態でその話を聞くのか、非常に重要なこととなります。私たちはそれほど、大したことではないと思っても当事者にとっては非常に重い言葉であり、とんでもない重い重石になったりすることが実際、それぞれ存在します。当事者とそうではない、先ほどから名豊さんも言われているように性的マイノリティという少ない数の人とマジョリティという多い方といるのでマイノリティの方は日々でも辛い思いをして生活しています。それにかぶせて、そのようなことを言われると非常に重くなり、耐えきれないということが実際には存在すると思います。</p>
委員	<p>もう1つよろしいでしょうか。基本の冊子ができます。これを活かす上で私も思いましたが、先ほど、名豊さんが言われたように教育現場や役所、実際に学校の先生がこれを活かして、どのように、指導する方によって、考え方はさまざまだと思います。差別、人権、障がい者、老人に関してもそのような方に指導者がどのように進めていくのか、啓発を進めていくのか、マニュアル、方向性をもっと細かく示したものが私は役に立つのではないかと思います。老人会、婦人会の方にそのような冊子を配って、漠然とこれを渡されて、どのようにすればよいのか、私がもし、出来上がったものをもらった場合、障がい者団体で障がい者やその家族にも啓発していく上で言葉はこのような点を留意して、今、おっしゃられたようにこのような発言はしない方がよいというのであれば、参考資料になると思います。漠然とこれを渡されて、参考にしてくださいと言われても大して役には立たないように思います。市としての基本方向、行動計画は分かります。いただいた方にすれば、それを活用していく上で教育現場、保育所、職場、福祉関係のところでその資料を私たちはこの部分を留意して、これを教育や保育の場でも使いやすい資料にした方がよろしいかと私は思います。ただ、資料をつくって、和泉市として、このような行動策定の資料をつくっただけでは無駄だと思いました。</p>
事務局	<p>あくまでも10年の大きな柱立てを意識調査で和泉市民がどのような人権に対する意識を持っていて、どのような状態であるのかを今回、調査させていただきました。その中身が今回、みなさんにお配りしている冊子の中に出てきています。名豊さんからご報告いただいたように今、まだまだ知らなければいけない人権課題が多くあります。そのようなことをどんどんしていこうという計画の中身になってくると思います。先ほど、申し上げていたように保育園、学校、それぞれでこのようなことをしてほしいということももう少し具体的に書いて、各現場にお渡しして、教職員や職員研修の材料としていただくようなかたちで手続きを踏んでいきたいと思っています。</p>
委員	<p>あくまでも基本原案ということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。基本計画、1番中心になる、基本的なものと思っていただければ、ありがたいと思います。</p>

委員	<p>私は前にも言ったと思いますが、5同和問題について、子どもらが同和地区をはじめで知ったのは学校教育の授業で聞いたということです。私の認識不足かもしれませんが、私の身近で同和問題で人権侵害になっているというようなことは最近、ほとんど聞いたことがありません。そうすると現在の若者の意識の中からその問題へ意識がなくなってきたと思います。それを学校でわざわざ教えて、同和地区というものがあるということを子どもにそのような意識がないのに逆になっているのではないのでしょうか。いつまでも相当長い間、私たちの年代はみなさん、意識の中にあるかもしれません。私は一切ありません。今の若者にそのようなことがあったことを教えることは必要ですが、わざわざ、はじめて聞いたと子どもが逆の意識にならないかということをおは心配しています。子どもはまっさらで何もなところへこのような問題があるから、気をつけなさいということが果たして教育としてよいのかどうか、これは要するに微妙だと思います。あえて、いつまでも取り上げて、子どもや孫を見ていると、どうかと思います。</p>
委員	<p>確かにおっしゃることはよく分かります。そうかなと思うところもあります。子どもたちになし崩しにして、そのようなことはなかった、同和地区はなかったと教えて、果たして、それが今までの歴史を崩してしまつてよいのかどうか、歴史の悪いところは悪いということをお子どもたちに教えていかなければ、この差別というものは全くなりません。そのような中、確かにびっくりした、はじめてだからという声を子どもたちは言うでしょう。しかし、それはこんなことをしたら恥ずかしいということをおしっかりと大人たちが子どもたちに正面から教えれば、どんどんなくなっていくと思います。今、差別の話等は聞かないとおっしゃいますが、そうではなく、私たちの耳に届かないところでは結婚問題で自殺をされている等の被害がどんどん出ています。そのため、市も一生懸命になって、そのようなことはなくそうということでおこのような問題を定義しています。どうぞ、協力して、ご理解ください。</p>
委員	<p>そこでの協力の仕方ですね。</p>
委員	<p>そのようなことはよくないことをしっかりと教えることです。</p>
委員	<p>世界で見れば、今も各国で起こっています。教えなければいけません。</p>
委員	<p>隠してしまうことはよくありません。</p>
委員	<p>私は学校へ行って、いろいろと子どもと話をしています。他の機会に出たりします。そのようなときには悪いことだからと言って、私が言っていることはそのようなことは忘れなさいということです。そこでの教育の仕方がむずかしいです。</p>
委員	<p>学校の先生も悩んでいます。</p>
委員	<p>そこでの教育の仕方を上手にしていだかなければ、返って、逆効果になる恐れもあるということです。もう少し、何か、子どもが納得できるような方法でしてほしいです。その仕方を見ていると逆にほじくり返して教育をしているような感じにも見えました。そのあたりをよくしていただきたいです。</p>

委員	教育者を教育しないといけません。
委員	民生委員です。高齢者の問題が引っかかっています。推進計画をつくる上でおそらくアンケート調査をベースにすると思います。アンケート調査の結果から7様々な人権問題についてです。高齢者に関する事柄の振り込め詐欺や悪徳商法は人権の問題になるのでしょうか。それが引っかかっています。調査する場合でもこれからますます高齢者が増えていきます。ここは大きな高齢者が増えることと人権問題はどのような関係があるのでしょうか。詐欺や悪徳商法の対象として狙われることが人権問題になるのでしょうか。
委員	人権問題調査の高齢者の関わりをもっと詳しく、やさしく、分かりやすいように手っ取り早く言えば、高齢者になってきたので騙されやすいということが人権になるのでしょうか。そうではないと思います。
事務局	違います。アンケートの中にも施設での介護をしない、放置、虐待があり、1番数が多かった、目立ってポイントで印を入れていたことはここが多かったです。施設での虐待等、高齢者に対する人権問題、家でも認知症になったからとそのまま家に閉じ込める等、そのようなことも含めて、アンケートの中ではそのような調査もしています。啓発の内容についてはそのような中身になってくると思います。
委員	10年計画になりますので、10年後に私たちはいないと思います。高齢者との啓発の関係、関わり、もう少し分かりやすくないかと思いました。 どちらにしてもつくる場合はこれがベースになると思います。少し気になりました。
事務局	ありがとうございます。今、指摘された部分だけを取り上げてというわけではなく、高齢者の人権の項目はさまざまです。その中で抽出しながら、計画をつくっていきたいと考えています。
委員	今、言われた高齢者の人権の話です。弁護士の立場から言わせていただくと、高齢者の人権は基本的には3種類に分かれます。 まず身体的な人権侵害、これはたとえば家族が介護はめんどくさいからと殴る等、身体的な虐待、身体的な人権侵害です。 心理的な人権侵害、これは暴言を吐いて、「お前なんか早く死んでしまえ」等、殴ったりはしませんが心理的に高齢者をいじめるような内容です。 後は財産的侵害も入ってきます。これは商法や悪徳商法が含まれます。たとえば家族が高齢者の年金を息子が使ってしまうことも含めて、高齢者の財産的な人権侵害です。一応、人権侵害の中には含まれると考えるのではないかと思います。
事務局	ありがとうございます。
委員	一般的には侵害と言うと、殴ることやいじめのイメージが多いですが、高齢者の場合は財産的な侵害も含めて考えるというように考えられていると思います。
事務局	ありがとうございます。

事務局	<p>実際に1個契約すると、高齢者の家へセールスマンがどんどん来るようになり、大変なことになっているところも実際にはあります。知的障がいの方の家に多くの契約が行っていた等、過去にそのような例も私が別のところで仕事をしていたときに見たことがあります。</p>
委員	<p>もう少しだけ、よろしいでしょうか。私も孫に聞きました。私は携帯電話が壊れて、ドコモに行くスマホに替えてくださいと言われて、いやだと言いました。若い子の間ではスマホでメールを送って、相手がメールを見てくれないのであの子を仲間はずれにするということがあると言われました。いじめ等の関係でまた違った中身でメールを送ったら向こうへ届いたかどうか分かるような機械になっているのでしょうか。</p> <p>LINEについて、私はよく分かりません。あの子に何回送っても返事が来ないので、あの子は仲間から外そうというメールを出してしまいます。それは表には出てきません。内面の問題になります。</p>
委員	<p>そのようなことを言っていることは今頃、古いです。</p>
委員	<p>そうですか。申し訳ありません。この前、ドコモに行って、そのように言われました。</p>
事務局	<p>実際に既読等が出てきますので無視されたとなり、無視のやり返しになります。1対1なら構いませんが、まわりをみんな巻き込んであの子を無視しようという感じのことが実際にはあるようです。</p>
委員	<p>その原点は人と人のコミュニケーションの問題だと思います。</p> <p>面と向かってすると、返されないと、コミュニケーションにはなりますが、陰湿にはなりません。</p>
事務局	<p>ツールはどんどん変わっていきます。先ほどもあったようにインターネット上の中ではさまざまな障がい者に対する差別やいろいろな差別が渦巻いています。仮想空間でレス、掲示板が立って、おかしい書き込みが多くあり、施設で大勢の方が亡くなった事件に関しても非常にさまざまな書き込みがありました。そのような意味ではさまざまなジャンル、道具を使って、いろいろな方面で人権問題は発生しています。それについていかなければいけない、非常に厳しいところがあります。今の実際の現実としてはそのような問題です。そのあたりはしっかりとフォローしていかなければいけないと思います。</p> <p>スマホや携帯電話の携帯ツールにあるいじめ等をなくすように啓発していかなければなりません</p> <p>教育委員会は人権教育基本方針を元々持っています。それに基づいて、各小中学校、幼稚園も人権教育基本方針に則って、人権教育を進めていきたいと思います。市のもう少し大きい教育委員会だけではないところの教育、啓発の計画を今、つくろうとしています。それももちろん、傘下に入っただけでなければいけません。今、実際に使っているものにプラスしていただくかたちになっていくと思います。</p>

会長	他に案件（１）の「和泉市人権教育・啓発推進計画」策定の方向性について、何かご質問やご意見はありませんか。
委員	今の段階でもさまざまな問題があるということをお話されていたと思います。高齢者の問題、マイノリティ、障がい者、昨年から法律、障害者差別解消法、部落差別解消法、さまざまな法的な整備がされてきた中で今年度、このようなアンケートを基につくっていくということです。同和問題ですが、他の委員に言っていたように歴史、結婚したとき、前回も言わせていただきましたが、結婚するときは身元調査や同和地区に住む、その中学校区や小学校区には住まないデータが実際にはあります。今、インターネットの世界の中にはさまざまな書き込みがあります。若い子はスマホを見ながら、そこから情報を仕入れることが多いです。インターネットの世界ではここが同和地区ということが簡単に調べられる状況があります。私は部落で生まれて、育つてという風に伝えられる現状もあります。今、言われているような教育の啓発の部分、行政的なところの今後の進め方、さまざまところに問題があると思います。さまざまな活動でご意見等を進めていただきたいと思いますと思っています。
会長	他にはよろしいでしょうか。今の件に関して、事務局は対応をよろしくお願いいたします。
事務局	もちろんです。同和問題だけではなく、人権問題、全てに関わる教育、啓発になります。今、おっしゃっている障害者差別解消法も国で出来ています。その中身はと言えば、障がい者の方が社会参加するのに障壁があるときはそれを取り除いて、進んで行こうとしているものです。さまざまな差別をなくしていこうとする法律も実際に部落差別解消推進法も出来ています。そのようなものも含めて、この計画の中で考えていきたいと思っています。
会長	それでは次の案件（２）その他について、委員のみなさまから何かありますか。それではないようですので、これで本日の議題は全て終了いたしました。委員のみなさまには慎重なご審議、さまざまなご意見をありがとうございました。これを持ちまして、議事を終わらせていただきます。
事務局	ありがとうございました。次回は８月頃を予定しています。計画の素案ができましたら、また審議会を開催したいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは平成28年度第３回人権擁護審議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。